

◎新潟県選挙管理委員会告示第63号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、刈羽村選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

平成24年9月21日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
油田地区集会場	刈羽郡刈羽村大字油田1351番地	体育場（含ステージ）	662.84	平成24年9月1日
		集会室	49.69	